

答 申 第 8 号

平成15年12月18日

仙台市長 様

仙台市個人情報保護審議会

会長 布 田 勉

仙台市個人情報保護条例第22条の規定に基づく諮問について（答申）

平成15年6月20日付健高年第51号で諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申いたします。

記

諮問第9号 「診療報酬明細書」の非開示決定に対する異議申立てについて

(別紙)

答 申
(諮問第 9 号)

1 審議会の結論

仙台市長（以下「実施機関」という。）が異議申立人（以下「申立人」という。）の行った個人情報開示請求に係る個人情報を非開示としたことは妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ては、申立人が仙台市個人情報保護条例（平成 9 年仙台市条例第 1 号、以下「条例」という。）に基づき、「 神経科〔・〕内科クリニック医院における平成 1 2 年 7 月から平成 1 5 年 2 月ごろの通院診療に係る診療報酬明細書」の開示を請求したのに対し、実施機関が「申立人に係る 神経〔科・〕内科クリニック〔医院〕の平成 1 2 年 7 月～平成 1 5 年 2 月、医科入院外の診療報酬明細書」（以下「本件個人情報」という。）を特定し非開示決定を行なったことについて、その取消しを求めたものである。

3 申立人の主張

申立人が主張した異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書に記載のとおりである。（別添 1 参照）

4 実施機関の説明

実施機関の説明は、おおむね理由説明書に記載のとおりである。（別添 2 参照）

5 審議会の判断

（ 1 ）本件個人情報について

本件個人情報は、保険医療機関が療養の給付に関する費用を保険者に請求するために作成するもので、通常レセプトと呼ばれるものである。被保険者の氏名、性別、生年月日、保険番号、保険医療機関の所在地及び名称、傷病名、診察開始日、診察や投薬及び検査等に関する内容や請求点数等が記されている。

（ 2 ）本件個人情報に対する主治医の意見について

診療報酬明細書の被保険者への開示については、平成 9 年 6 月 2 5 日付けの厚生省通知によれば、保険医療機関に対し「本人が傷病名等を知ったとしても本人の診療上支障が生じない旨」の確認を行うことになっている。本件に関しても実施機関より 神経科・内科クリニック医院（以下「当該保険医療機関」という。）へ文書で照会したところ、「支障あり」との回答を得たため、再度実施機関よりその旨の確認をし、本件個人情報を非開示とするに至ったも

のである。

(3) 当審議会の調査について

医療は優れて専門的な分野であり、医療に関係する個人情報の開示、非開示を判断するにあたって、専門的立場の医師等の意見を聴くことは必要なことと考えられる。

一方、条例に基づく開示の可否は条例に従って判断すべきであって、当該保険医療機関の「支障あり」との回答が直ちに非開示に結びつくわけではない。非開示とするためには、その支障事由が条例に照らし相当と認められる場合に限られるものである。

以上から、当審議会は、「本人の診療上の支障」の具体的内容について、当該保険医療機関に対し、実施機関及び当審議会事務局を通じ2度（平成15年8月29日実施機関及び平成15年10月3日当審議会事務局）にわたりその意見を聴取した。

(4) 条例第14条第1項第2号の該当性について

実施機関は、非開示の理由として、当該保険医療機関が「支障あり」としていることから、条例第14条第1項第2号に該当するとしている。

条例第14条第1項第2号は、「個人の評価、診断、判定、選考、指導、相談等を伴う事務事業に関する個人情報であって、開示をすることにより当該事務事業又は将来の同種の事務事業の適正な執行に支障が生ずるおそれがあるとみとめられるもの」については、非開示とすることができる旨定めたものである。

ところで、同号にいう「当該事務事業又は将来の同種の事務事業」とは、仙台市の事務事業をいうのであって、当該保険医療機関の事務がこれに含まれるということとはできないから、本件について同号を適用することは妥当でない。

(5) 条例第14条第1項第6号の該当性について

ところで、実施機関は、条例第14条第1項第2号を理由に非開示決定を行っているところ、条例第14条第1項第6号は、「開示請求をした者以外の第三者に関する個人情報であって、開示をすることにより当該第三者の正当な権利利益を侵害するおそれがあると認められるもの」については非開示とすることができる旨定めている。

本件個人情報は、申立人本人の傷病等に関する情報であって、申立人の情報であると同時に、当該保険医療機関が行った診療等に係るものであって、当該保険医療機関の情報でもあるということができ、本件個人情報を開示することにより、当該保険医療機関が行う診療に支障が生じるおそれがある場合には、同号に規定される第三者の正当な権利利益を侵害するおそれがある場合に該当するものと認められる。

本件については、当該保険医療機関は、医療上の高度の専門的見地から「本人の診療上の支障」があると判断したものと認められ、これを覆すに足るその余の事実等も確認し得ないことから、本件個人情報は、同号に該当するものと認められる。

以上のとおり実施機関の判断には誤りがあるといえるものであるが、本件個人情報は第14条第1項第6号に該当するので、本件個人情報を非開示とした実施機関の判断は妥当と認められる。

(6) 結論

以上のとおりであるから、冒頭のとおり判断する。

審 議 会 の 処 理 経 過

(諮 問 第 9 号)

年月日	内 容
平成15. 6 . 20	・ 諮問を受けた
15 . 7 . 3	・ 実施機関（健康福祉局保険年金課）から理由説明書を受理した
15 . 7 . 23 （平成15年度 第4回審議会）	・ 実施機関（健康福祉局保険年金課）から意見を聴取した ・ 諮問の審議を行った
15 . 8 . 29	・ 保険医療機関の意見聴取を行った（実施機関）
15 . 9 . 11 （第6回審議会）	・ 実施機関（健康福祉局保険年金課）から保険医療機関の意見聴取の報告を受けた ・ 諮問の審議を行った
15 . 10 . 3	・ 保険医療機関の意見聴取を行った（事務局）
15 . 11 . 4 （第8回審議会）	・ 事務局から保険医療機関の意見聴取の報告を受けた ・ 諮問の審議を行った
15 . 12 . 1 （第9回審議会）	・ 諮問の審議を行った